建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 24 年９月 20 日

関東地方整備局長　森北　佳昭

１　処分をした年月日　平成24年７月19日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　フジケミ東京株式会社　齊藤　信也　東京都中央区日本橋堀留町１－２－10　国土交通大臣許可（特－21）第23306号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業に関する特定建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成24年７月19日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 24 年９月 20 日

関東地方整備局長　森北　佳昭

１　処分をした年月日　平成24年７月23日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　ニットクメンテ株式会社　土井　義彦　東京都北区豊島８－16－14　国土交通大臣許可（特－23）第12071号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（管工事業に関する特定建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成24年７月23日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 24 年９月 20 日

近畿地方整備局長　谷本　光司

１　処分をした年月日　平成24年３月２日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社太田建設　髙木　英二　京都府京都市中京区西ノ京北聖町34　国土交通大臣許可（般－18）第15604号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（管工事業に関する一般建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成24年３月２日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 24 年９月 20 日

近畿地方整備局長　谷本　光司

１　処分をした年月日　平成24年３月21日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社ヤシロ　是恒　龍太　大阪府大阪市都島区都島本通３－８－２　国土交通大臣許可（般－22）第23454号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、内装仕上工事業、造園工事業に関する一般建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成24年３月21日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 24 年９月 20 日

近畿地方整備局長　谷本　光司

１　処分をした年月日　平成24年３月26日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社瀬田製作所　瀬田　良定　大阪府池田市五月丘５－１－48　国土交通大臣許可（般－19）第17303号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（管工事業に関する一般建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成24年３月26日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 24 年９月 20 日

近畿地方整備局長　谷本　光司

１　処分をした年月日　平成24年３月28日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社オレガ　西田　忠雄　京都府京都市中京区柳馬場通三条下る槌屋町91－１燦祿館103　国土交通大臣許可（般－22）第21554号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（鉄筋工事業に関する一般建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成24年３月28日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 24 年９月 20 日

近畿地方整備局長　谷本　光司

１　処分をした年月日　平成24年３月26日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社巨勢工務店　水谷　彰秀　兵庫県西宮市生瀬町１－22－12　国土交通大臣許可（特－19）第8815号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業に関する特定建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成24年３月26日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 24 年９月 20 日

近畿地方整備局長　谷本　光司

１　処分をした年月日　平成24年４月２日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　三洋電機株式会社　伊藤　正人　大阪府守口市京阪本通２－５－５　国土交通大臣許可（特－19）第14447号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（管工事業に関する特定建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成24年４月２日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 24 年９月 20 日

近畿地方整備局長　谷本　光司

１　処分をした年月日　平成24年４月２日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　関計株式会社　橋本　節生　大阪府大阪市福島区福島６－15－10　国土交通大臣許可（般－23）第20254号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、とび・土工工事業に関する一般建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成24年４月２日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。